

小林市過疎地域持続的発展計画

計画期間：令和8年度～令和12年度



目 次

第1章 基本的な事項

第1節	小林市の概況	1
第2節	人口及び産業の推移と動向	6
第3節	行財政の状況	12
第4節	地域の持続的発展の基本方針	15
第5節	地域の持続的発展のための基本目標	15
第6節	計画の達成状況の評価に関する事項	15
第7節	計画期間	15
第8節	公共施設等総合管理計画等との整合	15

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

第1節	現況と問題点	16
第2節	その対策	17
第3節	計画	18
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	18

第3章 産業の振興

第1節	現況と問題点	19
第2節	その対策	21
第3節	計画	23
第4節	産業振興促進事項	26
第5節	公共施設等総合管理計画等との整合	26

第4章 地域における情報化

第1節	現況と問題点	27
第2節	その対策	27
第3節	計画	28
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	28

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

第1節	現況と問題点	29
第2節	その対策	30
第3節	計画	31
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	32

第6章 生活環境の整備

第1節	現況と問題点	33
第2節	その対策	35
第3節	計画	36
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	36

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

第1節	現況と問題点	37
第2節	その対策	38
第3節	計画	39
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	39

第8章 医療の確保

第1節	現況と問題点	40
第2節	その対策	40
第3節	計画	41
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	41

第9章 教育の振興

第1節	現況と問題点	42
第2節	その対策	43
第3節	計画	44
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	44

第10章 集落の整備

第1節	現況と問題点	45
第2節	その対策	46
第3節	計画	46
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	47

第11章 地域文化の振興等

第1節	現況と問題点	48
第2節	その対策	48
第3節	計画	48
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	49

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

第1節	現況と問題点	50
第2節	その対策	50
第3節	計画	50
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	50

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

第1節	現況と問題点	51
第2節	その対策	51
第3節	計画	51
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	54

第 1 章 基本的な事項

第 1 節 小林市の概況

本市は、南九州の中央部及び宮崎県の南西部に位置している。東は綾町、宮崎市に面し、西はえびの市、南は高原町、都城市、鹿児島県霧島市、北は西米良村、熊本県多良木町、あさぎり町と接している。

本市の南西部には霧島連山が、北部には九州山地の山岳が連なり、緑豊かな森林や高原が開け、清らかな溪流美を誇る河川とその流域には優良農地が広がり、地質遺産や温泉、湖沼などの個性的な地域資源も多数有している。面積は 562.95 k m² で宮崎県の 7.28% を占めている。このうち須木区域は 243.47 k m² で本市の 43.25% を占めており、野尻町区域は 88.86 k m² で 15.78% を占めている。

表 1－1 面積

区分	旧小林市区域	須木区域	野尻町区域	計
面積 (k m ²)	230.62	243.47	88.86	562.95
構成比 (%)	40.97	43.25	15.78	100.0

気候は、夏は暑く、冬は冷え込む内陸型の温暖多雨地域に属しており、年平均気温は 16.9℃、年平均降水量は 3,000mm を超えている。また、昼夜の気温差や夏と冬の寒暖差が大きく、霧の発生が多い地域である。

表 1－2 自然環境

区分		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	5 年間平均
気温	平均 (℃)	16.8	16.7	16.7	16.8	17.6	16.9
	最高 (℃)	38.3	35.4	35.4	35.9	37.7	36.5
	最低 (℃)	-2.1	-3.8	-3.0	-5.5	-1.8	-3.2
日照時間 (h)		2,096.1	1,646.5	1,995.7	2,004.9	2,057.3	1,960.1
降水量 (mm)		3,172.5	2,857.5	2,836.5	2,915.0	3,297.0	3,015.7

(気象庁ホームページ)

歴史的には、遺跡調査の結果によると、1 万年以上前から人が住んでいたことが分かっているが、小林の名称を用いるようになったのは、天正 (1570 年～1590 年) の頃である。島津氏の支配から伊東氏の支配に移り、元亀 3 年 (1572 年) の木崎原合戦後は、再び島津氏の領有となった。明治 22 年に市制、町村制が施行され、小林村、須木村、野尻村がそれぞれ誕生し、小林村は大正元年に小林町に、更に昭和 25 年に小林市に移行し、平成 18 年には小林市と須木村が合併した。野尻村は昭和 23 年に紙屋村が分村したものの、昭和 30 年に再合併し野尻町となり、平成 22 年に小林市と合併した。こうして、宮崎県の県西部の西諸県圏域は、2 市 2 町 1 村の 5 市町村から 2 市 1 町の 3 市町となった。

経済面においては、小林市、えびの市及び高原町では、昭和 45 年西諸広域圏の指定でのつながりや、通勤、買い物、通院等の住民の日常生活圏及び経済圏が形成されており、小林市がその中心的役割を果たしている。

また、小林市を中心市とした定住自立圏構想にも 3 市町で取り組んでいるところであり、西諸 3 市町での連携・協力は更に重要なものとなっている。

交通面においては、小林市から主要都市との距離は宮崎市中心部まで約 50 k m、都城市中心部まで約 40 k m で、九州自動車道へ通じる宮崎自動車道に小林インターチェンジを有しており、宮崎・鹿児島の両空港へのアクセスも約 1 時間である。

1. 須木区域の概要

(1) 諸条件の概要

ア 自然的条件

須木区域の面積は、243.47 k m²で東西約 28 k m、周囲約 79 k mの広大な面積を擁しており、区域の大部分を林野が占める。

須木区域は小林市の北部に位置する。中心部は、東経 131 度 4 分 29 秒、北緯 32 度 4 分 27 秒、海拔 380mにあり、耕地面積は本庄川（綾南川）、谷之木川、浦之名川沿いに 315ha あり、これを耕作している。

この区域は、全国有数の多雨地であり、河川の水流の向きと中世層の地盤の向きが直角又は直角に近い角度で交差するため、溪谷の発達が著しく、いたるところに険しい横谷が見られ、壮年期の地層がわかる。

なお、河川が北西から南東に、又は北から南に流れるため、数条の山脈が南東又は南方向に形成されている。

さらに、それらの山脈も、数多くの小溪谷に断たれ、又は山塊にわかれ、地形はますます複雑を極めていく。

地質は中生代から古第三紀までに及び、四万十層群に属する。土壌は霧島火山系に由来する火山土壌で、土性は壤土又は砂壤土である。

また、台風や豪雨による、耕地、林野、農作物等への大きな被害が発生する場合がある。

イ 歴史的条件

須木区域は、永祿の以前から「須木」の名称を用いたものと伝えられ「諸県郡須木郷」とも称し、明治維新に至っている。

明治 4 年 7 月、廃藩置県に際し、鹿児島県の所轄となり、同年 11 月、美々津県・都城県を設置されるのに及び、美々津県の所轄に属した。さらに、明治 6 年 1 月に美々津県・都城県が廃され、宮崎県が初めて置かれ、その所轄となったが、同年 9 月、宮崎県が廃され、再び鹿児島県に属した。しかし、明治 16 年 5 月に宮崎県が再置され、その所轄となり、明治 17 年に西諸県郡が設置された。廃藩後は、戸長役場により治められ、明治 22 年町村制実施により須木村が施行され、平成 18 年 3 月 20 日に小林市と合併し、現在に至っている。

ウ 社会的及び経済的条件

県庁所在地である宮崎市には、国道 265 号及び 268 号により連絡しており、所要時間約 1 時間 30 分、市の中心地には、国道 265 号により約 20 分の時間距離にある。

須木区域には、現在 10 地区の基礎集落があるが、中心集落である麓、永田、原、中河間地区を除けば、多くは須木庁舎から 4 k m以上離れ、中には 20 k m以上離れた集落もあり、住居が広範囲に点在している状態である。このため、平成 12 年の過疎地域自立促進特別措置法に基づく対策では、集落間を結ぶ道路網などの整備に重点をおいた。

その結果、集落は、国道 265 号を中心に県道中河間多良木線、市道夏木九瀬線、県道奈佐木高岡線の路線に沿って、第 1、第 2、第 3 集落圏がほぼ形成された。過疎地域自立促進特別措置法に掲げた須木総合ふるさとセンターの建設が完了したことにより、生活環境基盤もほぼ整った状況にある。

今後はこうした交通、生活環境等の更なる充実を図るとともに、これらの基盤を活用し、各集落における伝統文化、自然を生かした都市と農村の共生・対流の促進に力を入れ、基幹産業である農林業の新しい在り方を模索しながら、地域の持続的な発展を推進していくことが求められている。

(2) 過疎の状況

須木区域では、九州山脈の深奥の里として長い歴史を歩みながら、囲まれた山岳の厚い壁が、近代社会への前進を固く閉ざしてきた。

あわせて、農林業の零細経営と生産基盤整備の遅れが、過疎化に拍車をかける形となった。

過疎化の状況を人口面から見れば、昭和 31 年を分岐点として今日まで一度も増加することなく絶えず減少し続けている。昭和 55 年に 3,134 人であったが、令和 2 年には 1,413 人まで減少している。中でも年少人口の減少が著しく、このことにより小学校の統廃合を余儀なくされた。地区別人口も減少の一途をたどり、行事やイベント等伝統行事が開催できない地区や、自治会が解散した地区も生じている。

(3) 産業構造の変化

須木区域は、第 1 次産業就業人口比率の減少に比べて第 3 次産業就業人口比率が増加してきているが、これは、第 1 次産業の衰退に伴う兼業化の表れであり、この形態は今後も続くものとみられる。

奥山地であるため、林業の総生産の占める割合は少なく、その大部分は国有林に依存しており、私有林の生産はわずかである。今後は、広大な国有林について、その有効活用と維持管理の方策を関係機関と研究を進める必要がある。

一方、農業による総生産も割合的には少ないが、須木区域においては基幹産業である。農業は、計画性と長期ビジョンを必要とする産業であり、広く農業情勢を的確に捉え、抜本的な対策を講ずる必要がある。

これまでは、一時的に販売価格の高い作物の栽培に取り組む傾向があったが、今後は各農家の持つ労働力や耕地の状況、機械設備の保有状況等をそれぞれに診断分析し、栗・椎茸・畜産・園芸作物・ゆず・米等の複合経営の推進に限らず、ケースによっては 1 品目の栽培に取り組むことにより、経営の効率化とスリム化や集落営農の取組の推進を図ることも重要である。また、平行して、技術指導と生産出荷体制を整備し、消費者のニーズにあった集約生産と高品質作物の出荷等により、労働所得の向上を目指さなければならない。労働所得の向上こそ、長年の課題となっている後継者育成問題の解決、魅力ある農林業経営の確立につながる。

須木区域の長期にわたる基幹産業の衰退は、少子高齢化の進行及び若年労働力の区域外流出によるものであり、産業構造の変化に大きな影響を及ぼしている。

2. 野尻町区域の概要

(1) 諸条件の概要

ア 自然的条件

野尻町区域の面積は、88.86㎢で東西約19km、周囲約49kmで東西に長く南北に短い帯状を呈しており、区域の大部分を林野が占め、耕地面積は1,432haである。

野尻町区域は小林市の東部に位置する。中心部は、東経131度6分00秒、北緯31度57分36秒、海拔160mにあり、北辺は東西全域にわたって標高250～600mの九州山脈傍系の山が連なる。南辺は大淀川及びその支流の岩瀬川が西から東へ流れている。岩瀬川の一部は、1967年に建設された岩瀬ダムによる人造湖「野尻湖」となっている。

地形は、野尻町区域の中央部から西部にかけては標高170m内外で比較的平坦であるが、東部は小丘陵地が点在し、比較的起伏が大きい。地質は、総面積の58%が第四紀シラスを主とする火砕流堆積物からなる。このため、降水等による災害が発生しやすい条件にある。

気象は、温暖多雨の南海型気候区でありながら山間盆地という土地条件から寒暖の差は大きい。また、台風や豪雨による、耕地、林野、農作物等への大きな被害が発生する場合がある。

イ 歴史的条件

野尻町区域には石器時代から人々が生活していた。このことは、新村遺跡（2万年前の地層）におけるナイフ型石器の出土等、多くの遺跡の存在が明らかにしている。「ノジリ」の名は平安時代の「延喜式」で初めて歴史の中に登場する。日向16駅の一つとして記され、古代から交通の要衝であった。歴史を伝える県・市指定の有形・無形文化財も多数存在している。

明治維新前は、笛水・江平・紙屋・麓・三ヶ野山村を総じて野尻郷といい、島津藩の領地であった。明治4年、廃藩置県後、鹿児島県、美々津県、都城県、宮崎県、鹿児島県、宮崎県と地理的な理由で所属を変遷した。明治22年4月、町村制施行により紙屋村・東麓村・三ヶ野山村が合併し、野尻村が誕生した。昭和23年4月に紙屋村は地理的な理由で分村した。昭和30年2月11日、町村合併促進法によって野尻村と紙屋村が対等合併をなし、野尻町制が施行され、平成22年3月23日、市町村の合併の特例等に関する法律により小林市に編入合併し、現在に至っている。

産業経済面では、水利に乏しく畑作を中心とする純農村であった野尻町区域内の農業は、澱粉用甘藷の作付けが主であった。畑台地の宿命である用水難を何とか克服しようと、昭和3年に漆野原が須木村に、昭和7年には野尻原が小林市にそれぞれ水源を求めて開田事業の取組を始め、艱難辛苦の末、約400ha近い美田の完成を見た。昭和44年4月4日、先人の示した豊かな着眼力と意欲、すなわち開拓精神を受け継いで、これを基盤とし、生気に満ちあふれた新しい町づくりに精進するため、「フロンティア精神高揚宣言の町」を掲げた。

農業立町の本格的な樹立を目指した新しい息吹の中で、プリンスメロンの植付けが始まり、これが野尻町区域の農業に生気を吹き込むきっかけとなった。今日の「メロンの町」の先駆けである。平成11年には、中山間地では困難といわれたマンゴーの栽培も始まった。

ウ 社会的及び経済的条件

県の南西部に位置する西諸圏域（2市1町）にあって圏域の最東部に位置し、野尻町区域の中央部を国道268号が横断している。

県庁所在地である宮崎市には、国道268号により連絡しており、所要時間約50分、市の中心地には約20分の時間距離にある。また、宮崎・鹿児島の両空港まで1時間程度で利用できるなど、交通の便には恵まれている。

野尻町区域の就業人口を産業別にみると、昭和55年に約5割を占めていた第1次産業であったが、年々減少の一途をたどり、令和2年には30.9%まで低下している。しかしながら、日本の食料産地といわれる南九州にあって、畜産・メロン・マンゴー等を中心に条件を生かした高度で生産性の高い農業の構築を図ってきた。今後においても、基幹産業である農畜産業を軸に、観光産業の育成を図るなど、官民一体となった地域づくりに努めている。

(2) 過疎の状況

昭和 30 年代以降の高度経済成長は野尻町区域の若者の流出等による人口の減少をもたらし、高齢化や集落機能の低下により活力を失いかけていた。特に野尻町区域は、特異な自然的、社会的条件により都市計画法、山村振興法の適用を受けない地域であり、強い危機感のもと、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法の施行による指定を受けて以来今日まで、住民が一体となった積極的な取組により交通通信基盤、安全生活基盤、生産基盤等の整備、産業の振興等の総合的かつ計画的な対策を講じ、過疎を食い止める施策の推進を図ってきた。

この結果、道路を始めとする各種公共施設等の整備水準の向上に相当の成果を上げたものの、今なお地域の産業経済等が停滞しており、少子高齢化の進行と人口の減少が続き、過疎化が進んでいる。平成 27 年と令和 2 年を比較すると、総人口は 7.6%、若年者人口は 3.7%減少している。

(3) 産業構造の変化

野尻町区域は畜産・園芸を中心とした生産振興を図り、食料産地として発展してきた。しかし、経済のグローバル化により国際市場の価格変動に影響を受けやすい配合飼料価格や資材価格は高騰を続けていることから、農業所得の不安定化や農業従事者の減少・高齢化・後継者不足等の課題は依然として多い。

畜産部門においては、南九州畜産基地の一角を担っており、和牛・豚・ブロイラーが主要品目となっている。耕種部門においては、メロン・マンゴー、ピーマン等の施設園芸、ゴボウ・里いも等の露地園芸、電照菊を主とする花卉施設園芸が主要品目となっている。亜熱帯果樹であるマンゴーについては、中山間地であるという立地条件等から当初は栽培困難と見られたが、試験栽培の結果、十分な採算性が実証され、生産規模の拡大が進められてきた。

今後も、県総合農業試験場薬草・地域作物センター等と連携を図りながら、基幹産業である農畜産業の振興及び主要観光施設である、のじりこびあ及び道の駅ゆ〜ぱるのじりを活用し、地域住民等と連携した観光産業の育成にも努めなければならない。

第2節 人口及び産業の推移と動向

1. 須木区域

須木区域の人口は、昭和31年の6,609人をピークに暫時減少の一途をたどり、昭和55年の国勢調査においては3,134人と落ち込み、令和2年には1,413人まで激減した。

誘致企業による働く場所の確保に努めてきたが、長引く不況により企業が撤退するなど、一向に人口流出の歯止めとなる具体策が打ち出せないのが現状である。

年齢構成においては、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が共に低下する反面、高齢者（65歳以上）比率は昭和55年に12.8%であったが、令和2年には52.3%と大幅に上昇しており、高齢者比率は、平均寿命の伸長と生産年齢層の流出及び出生率の低下により、今後も上昇することが予想される。

昭和55年の産業別人口では、農業を中心とする第1次産業就業人口比率が、58.6%を占めていたが、年々低下し、令和2年には35.6%まで低下している。一方で、第3次産業就業人口比率は、昭和55年の28.3%から令和2年には45.0%と上昇している。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,134人	2,906人	▲7.3%	2,227人	▲23.4%	1,639人	▲26.4%	1,413人	▲13.8%
0歳～14歳	695人	585人	▲15.8%	290人	▲50.4%	143人	▲50.7%	104人	▲27.3%
15歳～64歳 (c)	2,038人	1,760人	▲13.6%	1,179人	▲33.0%	784人	▲33.5%	570人	▲27.3%
うち15歳～29歳(a)	562人	359人	▲36.1%	257人	▲28.4%	125人	▲51.4%	88人	▲29.6%
65歳以上(b)	401人	561人	39.9%	758人	35.1%	712人	▲6.1%	739人	3.8%
(a)/総数 若年者比率	17.9%	12.4%	—	11.5%	—	7.6%	—	6.2%	—
(b)/総数 高齢者比率	12.8%	19.3%	—	34.0%	—	43.4%	—	52.3%	—

※総数には年齢不詳も含む。

表 1－1（2） 年齢三区分別人口の見通し

旧市町村別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しを表 1－4（2）に記載

表 1－1（3） 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	1,613 人	1,481 人	▲8.2%	1,160 人	▲21.7%	833 人	▲28.2%	694 人	▲16.7%
第 1 次産業 就業人口比率	58.6%	44.1%	－	38.3%	－	37.0%	－	35.6%	－
第 2 次産業 就業人口比率	12.7%	19.6%	－	18.6%	－	17.4%	－	19.5%	－
第 3 次産業 就業人口比率	28.3%	36.3%	－	43.1%	－	45.6%	－	45.0%	－

※総数には分類不能の産業を含む。

2. 野尻町区域

町制施行時の昭和 30 年の 13,535 人をピークに、その後減少を続け、昭和 48 年には 9,199 人となった。その後、やや増加に転じたものの、昭和 62 年から再び減り始め、令和 2 年の国勢調査では 6,993 人となっており、過疎化が進行している。

また、少子高齢化の進行も著しく、高齢者比率は昭和 55 年に 12.3%であったが令和 2 年の国勢調査では 42.7%と大幅に上昇し、これに伴い高齢者世帯・高齢者単独世帯も急速に増加している。一方、若年者比率は昭和 55 年に 17.8%であったが、令和 2 年の国勢調査では 9.6%と大きく低下しており、少子高齢化は今後も更に進行すると思われる。

昭和 55 年の産業別人口では、農業を中心とする第 1 次産業就業人口比率が、52.6%を占めていたが、年々低下し、令和 2 年には 30.9%まで低下している。一方で、第 3 次産業就業人口比率は、昭和 55 年の 27.7%から令和 2 年には 48.5%と上昇している。

表 1－2(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	9,595 人	9,526 人	▲0.7%	8,670 人	▲9.0%	7,568 人	▲12.7%	6,993 人	▲7.6%
0 歳～14 歳	2,121 人	1,921 人	▲9.4%	1,088 人	▲43.4%	885 人	▲18.7%	746 人	▲15.7%
15 歳～64 歳	6,290 人	5,870 人	▲6.7%	4,854 人	▲17.3%	3,939 人	▲18.9%	3,264 人	▲17.1%
うち 15 歳～29 歳(a)	1,708 人	1,228 人	▲28.1%	1,210 人	▲1.5%	698 人	▲42.3%	672 人	▲3.7%
65 歳以上(b)	1,184 人	1,735 人	46.5%	2,728 人	57.2%	2,744 人	0.6%	2,983 人	8.7%
(a)/総数 若年者比率	17.8%	12.9%	—	14.0%	—	9.2%	—	9.6%	—
(b)/総数 高齢者比率	12.3%	18.2%	—	31.5%	—	36.3%	—	42.7%	—

※総数には年齢不詳も含む。

表 1－2(2) 年齢三区分別人口の見通し

旧市町村別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しを表 1－4(2)に記載

表 1－2(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	5,296 人	5,008 人	▲5.4%	4,539 人	▲9.4%	3,806 人	▲16.2%	3,562 人	▲6.4%
第 1 次産業 就業人口比率	52.6%	41.8%	－	34.7%	－	32.2%	－	30.9%	－
第 2 次産業 就業人口比率	19.7%	25.3%	－	22.2%	－	20.7%	－	19.6%	－
第 3 次産業 就業人口比率	27.7%	32.9%	－	42.8%	－	47.1%	－	48.5%	－

※総数には分類不能の産業を含む。

3. 須木区域及び野尻町区域を合算した表

表 1－3(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	12,729 人	12,432 人	▲2.3%	10,897 人	▲12.4%	9,207 人	▲15.5%	8,406 人	▲8.7%
0 歳～14 歳	2,816 人	2,506 人	▲11.0%	1,378 人	▲45.0%	1,028 人	▲25.4%	850 人	▲17.3%
15 歳～64 歳	8,328 人	7,630 人	▲8.4%	6,033 人	▲20.9%	4,723 人	▲21.7%	3,834 人	▲18.8%
うち 15 歳～29 歳 (a)	2,270 人	1,587 人	▲30.1%	1,467 人	▲7.6%	823 人	▲43.9%	760 人	▲7.7%
65 歳以上 (b)	1,585 人	2,296 人	44.9%	3,486 人	51.8%	3,456 人	▲0.9%	3,722 人	7.7%
(a)/総数 若年者比率	17.8%	12.8%	—	13.5%	—	8.9%	—	9.0%	—
(b)/総数 高齢者比率	12.5%	18.5%	—	32.0%	—	37.5%	—	44.3%	—

※総数には年齢不詳も含む。

表 1－3(2) 年齢三区分別人口の見通し

旧市町村別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しを表 1－4(2)に記載

表 1－3(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	6,909 人	6,489 人	▲6.1%	5,699 人	▲12.2%	4,639 人	▲18.6%	4,256 人	▲8.3%
第 1 次産業 就業人口比率	54.0%	42.3%	—	35.4%	—	33.0%	—	31.7%	—
第 2 次産業 就業人口比率	18.1%	24.0%	—	21.5%	—	20.1%	—	19.6%	—
第 3 次産業 就業人口比率	27.9%	33.7%	—	43.1%	—	46.8%	—	47.9%	—

※総数には分類不能の産業も含む。

4. 小林市全体の表

表 1－4(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	52,762 人	53,480 人	1.4%	49,820 人	▲6.8%	46,221 人	▲7.2%	43,670 人	▲5.5%
0 歳～14 歳	11,934 人	11,146 人	▲6.6%	7,052 人	▲36.7%	5,900 人	▲16.3%	5,409 人	▲8.3%
15 歳～64 歳	34,707 人	33,753 人	▲2.7%	29,104 人	▲13.8%	24,619 人	▲15.4%	21,866 人	▲11.2%
うち 15 歳～29 歳(a)	10,057 人	7,830 人	▲22.1%	7,050 人	▲10.0%	5,029 人	▲28.7%	4,530 人	▲9.9%
65 歳以上(b)	6,121 人	8,581 人	40.2%	13,664 人	59.2%	15,507 人	13.5%	16,228 人	4.6%
(a)/総数 若年者比率	19.1%	14.6%	—	14.2%	—	10.9%	—	10.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	11.6%	16.0%	—	27.4%	—	33.5%	—	37.2%	—

※総数には年齢不詳も含む。

表 1－4(2) 年齢三区分別人口の見通し

	令和 2 年	令和 7 年	令和12年	令和17年	令和22年
65歳以上	16,257人	16,309人	15,723人	14,823人	14,201人
15～64歳	21,999人	20,072人	18,694人	17,523人	16,031人
0～14歳	5,414人	4,770人	4,136人	3,711人	3,474人
総数	43,670人	41,151人	38,553人	36,057人	33,706人

※各年齢区分の合計と総数が合わない年度は、小数点以下の計算によるもの。

(国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口)

表 1－4(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	26,894 人	26,715 人	▲0.7%	25,125 人	▲6.0%	22,344 人	▲11.1%	21,298 人	▲4.7%
第 1 次産業 就業人口比率	38.7%	29.9%	—	23.4%	—	21.4%	—	18.9%	—
第 2 次産業 就業人口比率	20.7%	24.4%	—	19.9%	—	19.3%	—	19.4%	—
第 3 次産業 就業人口比率	40.6%	45.7%	—	55.8%	—	59.3%	—	60.5%	—

※総数には分類不能の産業も含む。

第3節 行財政の状況

小林市全体の状況

地方財政の現状は、歳入においては、地方税の増加が見込まれているものの、人口減少・少子高齢化の進行とライフスタイルの変化に伴い、全世代型社会保障が本格的に構築されるなど社会福祉関係経費が増加傾向にあるほか、物価高への対応や公共施設の老朽化対策等の課題に対する歳出増が見込まれ、また、地方債現在高も引き続き高い水準で推移するなど厳しい財政状況にある。

本市においては、これまでの行財政改革の取組により、一定程度健全な状態を維持しているものの、歳入面では合併算定替の終了に伴い普通交付税は減少し、加えて人口減少や高齢化など人口構造の変動を考慮すると普通交付税の減少分を補うほどの税収増は期待できないため、一般財源は概ね横ばいで推移すると予測される。一方、歳出面では社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策経費の増加が見込まれ、厳しい財政運営が続くと予測されることから、「行政の効率化に向けた取組」と「重要課題への対応」を両立していくため、引き続き行財政改革を着実に実行し、更なる財政の健全化に努めていく。

なお、経常収支比率(※1)は、地方税や普通交付税の減に加え、投資的経費など歳出増の影響で、令和2年度決算より悪化し、令和5年度は95.7%となった。

公債費関係の指標については、令和2年度と比較すると実質公債費比率(※2)は悪化したものの、公債費負担比率(※3)及び財政健全化法による将来負担比率(※4)は改善した。

- | | |
|-------------|---|
| ※1（経常収支比率） | 人件費、扶助費、公債費（地方債の元利償還金）等の義務的性格の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源がどの程度充当されているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断する指標。 |
| ※2（実質公債費比率） | 公債費に充当された一般財源の額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めているかを3か年の平均値で示す指標。 |
| ※3（公債費負担比率） | 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示す指標。 |
| ※4（将来負担比率） | 一般会計が将来負担すべき実質的な負債（地方債償還予定額、債務負担行為に基づく支出予定額及び退職手当支給予定額等）の標準財政規模に対する割合を示す指標。 |

表 3－1 小林市財政の状況

(単位：千円・%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 5 年度
歳 入 総 額 A	26,035,040	28,864,284	35,518,671	32,838,468
一 般 財 源	15,318,470	15,457,879	15,166,702	15,551,114
国 庫 支 出 金	3,545,373	3,266,355	9,072,884	6,195,282
都道府県支出金	2,396,469	2,130,911	2,666,664	3,342,418
地 方 債	1,939,848	3,996,643	2,967,655	2,046,066
うち 過 疎 債	293,200	431,700	951,300	398,200
そ の 他	2,834,880	4,012,496	5,644,766	5,703,588
歳 出 総 額 B	25,004,838	27,899,094	34,900,297	32,202,854
義 務 的 経 費	11,620,356	12,108,837	13,196,513	13,709,731
投 資 的 経 費	3,526,964	3,961,092	3,304,598	4,550,793
うち普通建設事業	3,266,175	3,906,991	3,050,745	4,010,986
そ の 他	9,515,653	11,349,084	17,368,416	13,489,292
過疎対策事業費	341,865	480,081	1,030,770	453,038
歳入歳出差引額 C (A－B)	1,030,202	965,190	618,374	635,614
翌年度へ繰越すべき財源 D	132,418	66,018	168,526	371,823
実質収支 C－D	897,784	899,172	449,848	263,791
財 政 力 指 数(※5)	0.349	0.359	0.387	0.385
公 債 費 負 担 比 率	17.8	17.5	18.4	16.3
実 質 公 債 費 比 率	13.7	10.3	10.9	12.8
起 債 制 限 比 率	—	—	—	—
経 常 収 支 比 率	88.3	91.1	94.5	95.7
将 来 負 担 比 率	114.9	96.0	106.6	70.6
地 方 債 現 在 高	29,227,019	28,891,144	29,804,696	25,861,289

※5（財政力指数） 地方公共団体の財政力を示す指標で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値。1に近い団体ほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体である。

表 3－2 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 5 年度末
市 町 村 道						
改 良 率 (%)	26.5	38.1	43.2	53.1	55.1	55.4
舗 装 率 (%)	50.6	77.8	82.7	86.2	93.0	93.0
農 道						
延 長 (m)	—	—	—	476,137	479,577	479,577
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	91.7	109.1	109.1
林 道						
延 長 (m)	—	—	—	84,087	90,224	90,224
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	9.9	8.0	8.0
水 道 普 及 率 (%)	—	—	—	62.5	94.0	94.1
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	69.6	88.6	90.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数	2.7	2.7	2.7	3.0	3.2	3.4

※数値未記載の欄はデータが存在しないため。

第4節 地域の持続的発展の基本方針

本市における過疎地域である須木区域、野尻町区域の面積は市全体の59.03%を占めており、その持続的発展を図ることは、単に当該地域の発展にとどまらず、本市全体の発展に寄与するため、まちづくりを進める上で重要な課題である。これまで過疎地域では、計画的な過疎対策事業を実施し、一定の成果が得られてきたが、過疎地域の人口減少と高齢化の進行は依然として続いている。今後の過疎対策は、それぞれの地域がこれまで長きにわたって築き上げてきた歴史や文化、貴重な地域資源、地域の個性・特性を尊重しながら、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上のために実施するものとする。

第5節 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標1 須木区域・野尻町区域の人口社会減の緩和

現状（基準値）	目標
前年比▲4人 （令和6年度）	基準値より改善

※人口動態調査による。

基本目標2 須木区域・野尻町区域の人口自然減の緩和

現状（基準値）	目標
前年比▲165人 （令和6年度）	基準値より改善

※人口動態調査による。

第6節 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、人口動態調査において、成果の検証を行い、その結果を市ホームページで公表する。

第7節 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

第8節 公共施設等総合管理計画等との整合

本市が抱える公共施設は、築30年を経過したものが5割を超え、施設の老朽化が進んでいる状況である。そのような中、厳しい財政事情や住民ニーズの変化等にも対応しながら、長期的な視点を持って、公共施設・インフラ施設を総合的かつ計画的に管理していく必要がある。そこで、「小林市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設担当部局間の連携・情報共有を図るとともに、各施設の状況把握等に努めながら、過疎地域においても人口規模や財政状況に応じて、施設等の統合・複合化・廃止等を進めるとともに、必要な新築・建替えを計画的に行い、公共施設・インフラ施設の適正な管理を行う。

＜基本方針＞

・「公共施設」については、統合等により施設総量の縮減を図りつつ、40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。

・「インフラ施設」については、ライフサイクルコストの縮減や更新費用の平準化等を図る。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

第1節 現況と問題点

1. 須木区域

人口減少や高齢化等が先行する須木区域においては、人口密度の低下や生産年齢人口の大幅な減少がもたらす様々な課題に直面しており、空き家・空き地の増加、地域の基礎的な単位である集落機能の低下や商工業の衰退等、日常生活支援機能の低下といった住民生活に関わる課題が生じている。

特に、人口は減少の一途をたどり、行事やイベント等の伝統行事が開催できない地区や、自治会が解散した地区も生じている。

2. 野尻町区域

野尻町区域の人口は、平成22年3月においては3,370世帯8,137人であったが、令和7年4月1日においては3,571世帯6,650人となっており、世帯数は増加しているものの、人口は減少している。今後もこの傾向は続く予想され、人口減少により、集落機能の低下、サービス業の撤退など日常生活支援機能の低下が予想される。

野尻町区域への地域間交流やにぎわいを創出するための手段として、桜まつりやのじり湖祭等のイベント開催は欠かすことができないため、今後はその役割の担い手となる若年層の人材確保や体制の構築が課題である。

第2節 その対策

1. 須木区域

- ① 移住体験ツアー等の提供や移住体験住宅の整備推進、移住希望者に対する職業紹介を実施する。さらに、移住に対する疑問や不安を解消するなど幅広い支援を行う移住コーディネーターや定住支援員の設置等、地域の多様な取組を支援する。
- ② 民間企業等のサテライトオフィスへのニーズに対応できる環境整備を推進し、地域の特性を生かした誘致戦略により、都市から地方への人や仕事の流れを促進する。
- ③ 地域の伝統文化の継承や地域づくり活動の担い手育成を支援するため、移住希望者と地域をマッチングさせるプラットフォーム等を構築し、中間支援機能の充実、受入れ側の環境整備を積極的に支援する。
- ④ 空き家バンク制度を充実させるなど移住者が円滑に移住できるような環境づくりを支援する。
- ⑤ 農家民泊やワーキングホリデーなど学生等を対象として、一定期間地域に滞在しながら、地域の暮らしを体験する機会を提供するなどの取組を支援する。
- ⑥ 地域力の維持・強化を図るため、各集落における伝統文化や自然を生かした都市と農村の共生・対流の促進を図る。
- ⑦ 移住・交流施策を更に進めることにより、地域外の人材の力を地域に取り込み、地域づくりの担い手不足の解消を図る。

2. 野尻町区域

- ① 地域資源を都市住民に提供することにより、農村地域の持つ多面的機能の認識を促し、農家民泊等の体験型グリーンツーリズムの振興等により交流人口の拡大を図りながら、野尻町区域への移住につなげる。
- ② 民間企業等のサテライトオフィスへのニーズに対応できる環境整備を推進し、地域の特性を生かした誘致戦略により、都市から地方への人や仕事の流れを促進する。
- ③ 地域の伝統文化の継承や地域づくり活動の担い手育成を支援するため、SNS等を積極的に活用し、移住希望者と地域をマッチングさせ、受入れ側の環境整備を積極的に支援する。
- ④ 桜まつりやのじり湖祭等の地域の誇れるイベントを継承し、関係人口とにぎわいを創出する。企画運営に次世代の人材育成の場として、地域の担い手となる若年層の積極的な参加を促す。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住			
		移住体験住宅整備事業	市	須木区域
		移住者環境整備事業	市	須木区域 野尻町区域
	(2) 地域間交流			
		ワーケーション環境整備事業	市	須木区域 野尻町区域
		テレワーク環境整備事業	市	須木区域 野尻町区域
		Wi-Fi 整備事業	市	須木区域 野尻町区域
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		移住体験ツアー事業	団体	須木区域 法失効後も基金利用予定
		移住コーディネーター設置事業	団体	須木区域 法失効後も基金利用予定
		移住者環境支援事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		のじり湖祭運営事業	実行委員会	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		地域づくり活動支援事業	団体	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定

※ 持続的発展施策区分及び事業名（施設名）は、総務省自治行政局過疎対策室の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分による。

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

施設管理者による点検・診断を実施するとともに地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指す。長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や方法を計画する。さらに、老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設や類似、重複した機能を有する施設については、施設の統合や複合化を検討し、40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。

第3章 産業の振興

第1節 現況と問題点

1. 須木区域

(1) 農林業

農業については、農産物の価格低迷や、燃油価格高騰等の生産コストの増大、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加等により、深刻な状況である。また、ここ10年以上、シカ、イノシシ、アナグマ等による農作物への被害が増加し、その対策に苦慮している。このため、有害鳥獣被害の防止対策や、主産物である栗、ゆず、米等については、生産者の所得向上につながる取組が急務となっており、高品質な農産物の生産や面積当たりの収量の増加に向けた取組が必要である。さらに、商品の付加価値を高めるためにブランド化に向けた事業を展開していく必要がある。

林業については、須木区域の森林面積は21,860haで総面積に占める林野の割合は89.8%であり、民有林のスギ・ヒノキはほとんどが伐期に達している。近年は、木材需要が高まっており、市場価格の高い優良な木材を生産するために除伐、間伐等の計画的な保育が必要である。また、森林のシカによる被害対策や伐採跡地の再造林推進を図る必要がある。

農林業を主体とする須木区域では、過疎化、高齢化は今後も引き続き進行するものと思われ、それぞれの産業において、担い手の育成確保は重要な課題となっており、若者の新規参入を図るため、労働条件等の改善や、福利厚生を整備が急務である。

(2) 商工業

商工業については、少子高齢化に伴う生産年齢層の流出に歯止めがきかず、地域で買い物をする年代層が減少の一途をたどっており、地元商店の存続自体が危ぶまれる状況にある。

(3) 企業誘致

企業誘致については、これまでに2社が創業しているが、令和7年4月現在では1社のみが操業しており、38人が雇用されている。そのうち、須木区域からの採用人数は6人であり、若者の十分な雇用の確保には至っていない。

(4) 起業

起業については、地元産品を原材料にした加工品等を製造販売する加工グループが活躍しており、遊休施設となっていた須木学校給食センターを加工施設として活用している。一方で、新規産業に対しての環境整備等、若者を中心とする個人や団体が創業意欲や新分野への進出意欲を高めるための魅力ある支援が必要とされている。

(5) 観光

観光については、主要な観光施設であるすきむらんどは、施設の老朽化等により観光客へのニーズに対応しきれず、施設の改修が課題である。

観光案内所、農産物や加工品の直売施設、地場産品を食材に活用したレストラン機能、観光客の宿泊施設を備えた、須木地区の活性化を支える拠点施設建設が必要とされている。

(6) その他

就業者の高齢化が著しく、後継者不足が深刻な問題となっており、基幹産業の担い手となる後継者の育成が急務である。基幹産業を時代の流れに対応させ、持続可能な産業に発展させるため、農商工連携、生産・加工・流通・販売の一元化や新産業創出等の取組に対する支援が必要である。

地場産業の振興は、地域活性化の起爆剤としての役割と所得向上という二つの推進的な要素を持っている。経済の長期的な停滞が続く中で、旅行形態は、従来の観光地の施設やイベントを巡る遊覧型から、グリーンツーリズムに代表される体験交流型へと変わってきている。観光を推進していく中で、特産品の充実が集客の重要なポイントとなることから、須木区域は、栗、ゆず、米等を中心としたブランド化に取り組み、付加価値や知名度を高めていく必要がある。

2. 野尻町区域

(1) 農林業

農業については、県営土地改良事業による農地の基盤整備や農地中間管理機構を通じた農地の集積、集約化の推進など、生産基盤の整備強化を進め、認定農業者や新規就農者に加えて第三者経営継承を含めた担い手確保を図るとともに、農地や農作業の受皿となる集落営農組織の育成強化や中山間地域に適したスマート農業の普及など、担い手不足に対応した地域農業を守る多角的な仕組みづくりが必要である。

畜産については、野尻町区域の基幹産業として振興が図られており、近年大規模化が進んでいる。しかしながら、コロナ禍後、人や物による海外との往来が活発になったことで、海外悪性伝染病の地域内への侵入リスクは高い状態にあり、生産者や畜産関連施設における防疫体制の更なる強化が必要となっている。また、野尻町有機センターも資源循環型農業を位置付ける重要な施設として、良質たい肥の更なる普及と利用促進が求められている。一方でイノシシ、シカ、サル等による農作物の被害は継続して発生しており、各種団体と連携した長期的かつ多角的な取り組みが求められている。

林業については、野尻町区域の森林面積は4,890haと野尻町区域の55.1%を占めている。木材価格が安定しないため、林業従事者の生活を圧迫し、森林所有者個人のみでは良好な森林経営が困難な状況である。また、高齢化や後継者不足により、放置される森林が増えている。

野尻町高齢者活動促進施設では、地元農産物を活用した昔ながらの加工品のほかに、地元ブランドであるメロンやマンゴーを使って付加価値を更に高める商品開発にも取り組んでいるが、消費者ニーズは多様化しており商品のブラッシュアップや地元畜産物を含めた加工品開発も視野に取り組むことも求められている。

(2) 商工業

商工業については、野尻町区域の多くが個人経営によるものであり経営基盤が強いとは言えない。また、量販店やネットショッピング等への購買行動の変化により野尻町区域内での購買力は低下しており、地元商店の存続自体が危ぶまれている状況にある。

(3) 企業誘致

企業誘致については、平成11年3月末には11社が操業し、約600人が雇用されていたが、令和7年4月現在では6社420人の雇用となっている。農業分野では、技能実習生の割合が増加傾向にあるが、野尻町区域内で仕事を見つけることが難しい状況は変わらず、若者の区域外への流出は継続している。

(4) 雇用

雇用については、地元農産物を活用した加工品を製造する企業など、地元雇用を積極的に図る企業もあるものの、新たな雇用には至っておらず、若者等の就業機会の創出が必要である。

(5) 観光

観光については、主要な観光施設であるのじりこびあや道の駅ゆ〜ぱるのじりが施設の老朽化や観光客のニーズに対応できておらず、施設の改修等が課題である。

大塚原運動広場は、人工芝によるサッカー等のスポーツ施設として市内外から利用が多い状況にある。今後はこの交流人口の増加を消費拡大等地域経済に波及させるなどの工夫が必要である。

(6) その他

基幹産業を時代の流れに対応させ、持続可能な産業に発展させるため、農商工連携、生産・加工・流通・販売の一元化や新産業創出等の取組に対する支援が必要である。

第2節 その対策

1. 須木区域

- ① 国・県が推進する地域計画を充実させ、認定農業者への支援を行い、意欲向上や新規認定者の掘り起こしにつなげることで、地域農業の担い手となる農業者を確保する。
- ② 集落営農組織の充実、農業生産法人化や6次産業化等に取り組む組織への支援を行うことにより、地域の特性を生かした豊かで活力のある農業の実現を図る。
- ③ 集落営農による農作業受託や多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等の活用により、集落ぐるみでの農用地の維持・管理に努める。
- ④ 有害鳥獣対策に係る各種補助事業等を活用し、地域の実状に応じた防護柵等の配布や猟友会駆除班と連携した駆除対策を図る。
- ⑤ 魅力ある林業環境を構築していくため、事業体の育成強化を図るとともに高性能林業機械の導入による労働力の軽減等を図る。
- ⑥ 伐採跡地の速やかな再造林を進めることで、資源循環システム（造林・保育・収穫・再造林）を確立するとともに、長伐期施業などの伐期の多様化を推進する。
- ⑦ 地域特性を生かした新産業創出を積極的に支援する。
- ⑧ 農商工連携、生産・加工・流通・販売の一元化や安定した雇用の場の確保を推進し、地域の中心的な担い手となる若年層の地域外流出の防止及びU・I・Jターンを促進する。
- ⑨ 小規模商店支援のため、商工会の体制強化を図る地域振興コーディネーターを設置し、買い物宅配サービスなど住民生活に密着した魅力ある地元商店の確立を図る。また、地域経済の維持のため、給油所の安定的な運営を支援する。
- ⑩ 若者に魅力ある雇用の場を提供するため、地域雇用力のある企業や地元農産物を活用する加工工場等の誘致活動を積極的に推進する。
- ⑪ すきむらんど施設内の「茅葺きの宿かるかや」の代替施設として宿泊施設「里山リゾート須木（仮称）」を建設し、すきむらんど等の観光基盤を活用しつつ、計画的な施設整備を行い、高速情報通信網の活用を視野に入れながら、体験交流型観光を推進するとともに、訪日観光客や都市部観光客のニーズも踏まえた施策の実施により、入込客数の増加を図る。また、地域の資源を生かしたスポーツ合宿等を誘致するための施設の環境整備を図る。
- ⑫ 若者等の就業機会の創出を図るため、幅広い業種に対する創業・新分野への進出意欲を喚起しつつ、地元事業者の経営安定化のための環境整備を支援する。

【目標：15歳以上就業者割合の維持 49.1%（令和2年度）】※国勢調査による。

2. 野尻町区域

- ① 国・県が推進する地域計画等の重要施策の推進を図り、認定農業者等の地域の中心的な経営体が安心して経営を行える地域農業の推進を図る。
- ② 人手不足解消等を図るため、デジタル技術を活用したスマート農業の導入促進、野尻町有機センターを核とした土づくりによる資源循環型農業の推進、地元農畜産物の付加価値を高めるための加工品開発等の推進や海外悪性伝染病に対する防疫体制の強化など、農業者と関係機関が一体となった積極的な地域振興施策の展開を図る。
- ③ 近年のイノシシ、シカ、サル等野生鳥獣による農林産物への被害防止対策については、各種団体と連携した長期的かつ多角的な被害防止対策を推進する。
- ④ 森林の効率的な作業管理を行える林内路網の整備や長伐期施業への転換を推進し、地域林業の再生を図る。
- ⑤ 野尻町高齢者活動促進施設では、多様化する消費者ニーズに対応するため地元農畜産物を中心に加工した新商品の開発、既存商品のブラッシュアップを推進する。
- ⑥ 商工会と連携し、宅配サービス事業や商業祭等を行い、経営基盤の弱い商工業者の支援を行う。
- ⑦ 新産業創出等を積極的に支援し、農商工連携による生産・加工・流通・販売の一元化の推進、安定した雇用場の確保し、地域の担い手となる若年層の地域外流出の防止及びU・I・Jターンを促進する。
- ⑧ 若者に魅力ある雇用場を提供するため、地域雇用力のある企業や地元農産物を活用する加工場等の誘致を推進する。
- ⑨ 若者等の就業機会の創出を図るため、幅広い業種に対する創業・新分野への進出意欲を喚起しつつ、経営安定化のための環境整備を支援する。
- ⑩ のじりこぴあや道の駅ゆ〜ぱるのじり等の観光施設は、老朽化や観光客のニーズに対応するため、施設の計画的な改修等を行い、入込客数の増加を図る。
- ⑪ 宮崎県総合農業試験場薬草・地域作物センターと連携を図り、観光資源として活用する。あわせて、きずな協働体輝けフロンティアのじりと連携し、遊休農地解消を目的とした地域作物・薬草等の導入を推進する。
- ⑫ 大塚原運動広場は、隣接施設と連携したスポーツ大会・合宿の誘致や更なる地域住民と都市住民の交流の場として活用を図る。

【目標：15歳以上就業者割合の維持 50.9%（令和2年度）】※国勢調査による。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
		川間東1期地区畑地帯総合整備事業	県	野尻町区域
		川間東2期地区畑地帯総合整備事業	県	野尻町区域
		野尻原1期地区経営体育成基盤整備事業	県	野尻町区域
		野尻原2期地区経営体育成基盤整備事業	県	野尻町区域
		野尻原3期地区経営体育成基盤整備事業	県	野尻町区域
		野尻原4期地区経営体育成基盤整備事業	県	野尻町区域
		大沢津地区畑地帯総合整備事業	県	野尻町区域
		水流平地区畑地帯総合整備事業	県	野尻町区域
		東麓東部地区畑地帯総合整備事業	県	野尻町区域
		東麓西部地区畑地帯総合整備事業	県	野尻町区域
		国営かんがい排水事業（国営施設応急対策事業）大淀川左岸地区	国	野尻町区域
		作業道 楠谷線	市	須木区域
		作業道 夏木線	市	須木区域
		作業道 九瀬線	市	須木区域
		作業道 小谷線	市	須木区域
		市有林育林事業	市	須木区域 野尻町区域
	(4) 地場産業の振興			
		農産物加工場整備事業	市	須木区域
	(9) 観光又はレクリエーション			
		観光施設改修事業	市	須木区域 野尻町区域
		公園維持管理事業	市	須木区域 野尻町区域
		公園整備事業	市	須木区域 野尻町区域
		ウォーターフロント推進事業	市	須木区域
		すきむらんどアクティビティセンター整備事業	市	須木区域
		おどのが丘公園整備事業	市	須木区域
		里山リゾート須木建設事業	市	須木区域
		国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会施設整備事業	市	須木区域
		地域資源を活かした体験型・滞在型観光の推進事業	市	須木区域 野尻町区域

(10) 過疎地域持続的発展特別事業		
商工業経営改善普及事業費補助	商工会	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
商工業振興対策事業	市・団体	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
商工業後継者育成資金利子補給	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
宅配サービス事業	商工会	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
燃料供給対策事業費補助	団体	須木区域 法失効後も基金利用予定
特産品振興事業費補助	団体	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
商工会事務局体制強化補助	商工会	須木区域 法失効後も基金利用予定
観光協会運営事業	市・団体	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
観光振興対策事業	市・団体	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
観光施設維持管理事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
薬草・ハーブ活用推進会議運営事業	団体	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
特産品販売促進事業	団体	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
須木果樹振興協議会活動事業費補助	団体	須木区域 法失効後も基金利用予定
栗管理作業班活動補助	団体	須木区域 法失効後も基金利用予定
省力技術対策事業費補助	団体	須木区域 法失効後も基金利用予定
林業管理事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
松くい虫防除事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
環境緑化事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
河川プール管理事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
河川等管理事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
道路橋梁管理事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
土木管理事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
農村整備総務事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
有害鳥獣対策	市・団体	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
家畜振興対策事業（購入資金無利子貸付）	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
家畜環境保全事業（のじりアグリサービス支援対策）	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
家畜防疫対策事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
認定農業者制度促進事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
農業資金利子補給	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
環境保全型農業推進事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
婦人の家運営事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
集落営農受委託組織育成事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定

		農林水産業資金貸付金（2 倍協調融資）	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		担い手農地利用集積促進事業（認定農業者等農地流動化支援事業）	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		農業用水路維持管理補修事業	団体	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		農業用施設整備事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		デジタル技術を活用したスマート農業・林業の導入促進事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		地域資源を活かしたブランディングと販路拡大事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
	(11) その他			
		野尻町有機センター施設整備事業	市	野尻町区域
		地域エネルギー供給拠点整備事業	市	須木区域

※ 持続的発展施策区分及び事業名（施設名）は、総務省自治行政局過疎対策室の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分による。

第4節 産業振興促進事項

1. 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
須木区域 野尻町区域	製造業、農業水産物等販売業、旅館業 及び情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

2. 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第2節 その対策」及び「第3節 計画」のとおり。

第5節 公共施設等総合管理計画等との整合

施設管理者による点検・診断を実施するとともに地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指す。長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や方法を計画する。さらに、老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設や類似、重複した機能を有する施設については、施設の統合や複合化を検討し、40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。

第4章 地域における情報化

第1節 現況と問題点

1. 須木区域

テレビの難視聴地域は、NHK共聴施設及び自主共聴施設の整備に伴い解消されたが、施設の保守・管理や老朽化への対応が必要となってくる。特に、同軸ケーブルを設置している共聴施設については、光ケーブル設備への転換が急務となっている。

また、携帯電話等の移動通信サービスは、不感地域が解消されつつあるものの、一部に不感地域が残っている。日常生活に不可欠な通信手段であることや災害対策の取組として、地域間格差の是正を図る必要がある。

令和2年度には、280MHz帯を活用したデジタル防災行政無線を市全域で整備し、運用している。

公共施設や観光施設等においては、公衆無線LAN環境の整備が十分とはいえず、観光施設の魅力向上のため、整備を拡充する必要がある。

2. 野尻町区域

野尻町区域の情報通信環境は、平成21年度に旧野尻町において情報通信基盤整備事業を実施し、現在はケーブルテレビ事業者が運営主体となり、ケーブルテレビ及びF T T H化(※)による次世代インターネットが全ての世帯で利用できる環境となっている。情報通信網は重要なインフラであるため、当該事業者と連携を密にして、その維持確保に努める必要がある。

令和2年度には、従前の老朽化したアナログ防災行政無線に代わり、280MHz帯を活用したデジタル防災行政無線を市全域で整備し、運用している。

公共施設や観光施設等においては、公衆無線LAN環境の整備が十分とはいえず、観光施設の魅力向上のため、整備を拡充する必要がある。

※(F T T H化) 光ファイバーケーブルを伝送路として一般個人宅へ直接引き込む、光通信の網構成方式

第2節 その対策

1. 須木区域

- ① 平坦地・山間地間の地域格差が生じないように、全ての住民が等しく、地上デジタル放送等を受信できる環境の維持を図る。
- ② 通信事業者に対し、携帯電話の安定的な通話可能地域の拡大を働きかける。
- ③ 観光拠点や災害時に避難所となり得る公共施設への公衆無線LAN環境整備を行う。
- ④ 高速・大容量の情報通信基盤整備により、新しい行政サービスの提供や新規産業創出等の支援を行い、住民生活の利便性の向上や地域経済の活性化を図る。
- ⑤ 地域情報化を推進するため、デジタル防災行政無線の活用を図る。

2. 野尻町区域

- ① 観光拠点や災害時に避難所となり得る公共施設への公衆無線LAN環境整備を行う。
- ② 高速・大容量の情報通信基盤整備により、新しい行政サービスの提供や新規産業創出等の支援を行い、住民生活の利便性の向上や地域経済の活性化を図る。
- ③ 地域情報化を推進するため、これまで整備してきたケーブルテレビやデジタル防災行政無線の活用を図る。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
		ラジオ難聴解消事業	市	須木区域
		高速情報通信網整備事業	市・団体	野尻町区域
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		難視聴地域テレビ共同受信施設改修事業補助	団体	須木区域 法失効後も基金利用予定

※ 持続的発展施策区分及び事業名（施設名）は、総務省自治行政局過疎対策室の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分による。

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

施設管理者による点検・診断を実施するとともに地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指す。長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や方法を計画する。さらに、老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設や類似、重複した機能を有する施設については、施設の統合や複合化を検討し、40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

第1節 現況と問題点

1. 須木区域

(1) 国・県・市道

須木区域は中山間地域であり、市道が連絡する国道265号や県道沿いに集落が集中しているため、市道は生活に直結する重要な道路となっている。

主要地方道宮崎須木線（県道26号線）や一般県道奈佐木高岡線については、舗装率が100%に達しているものの、幅員が狭小であり、観光周遊ルート、災害発生時の緊急輸送道の観点からも早期の改良が望まれる。

国・県道に連絡する市道は120路線あり、国・県道が災害等有事の際には代替えとして、旧小林市区域、野尻町区域まで利用することとなるが、狭小路線が多いため、改良が必要である。また、路面等の損傷、劣化について、交通安全の面から維持管理が必要である。

(2) 農道・林道

農道については、比較的整備が進んでいるものの、林道については、木材搬出に必要な林道の改良や作業車両の機能向上を図るため舗装整備が必要である。また、既存の農道及び林道の路面損傷、劣化等が進んでいるため、改修するなどの維持管理が必要である。

(3) 交通手段の確保

公共交通については、平成19年度に民間が運営する路線バスから市を事業主体とするコミュニティバスへと運行形態が変わり、1日の運行回数も増えたことから、利便性が向上した。利用者は交通弱者である学生や高齢者が多い状況にある。しかし、須木区域内に点在する集落に対し、2路線のみの運行となっており、集落間の運行がない状況である。

2. 野尻町区域

(1) 国・県・市道

野尻町区域の交通基盤を構成する道路は、国道268号、県道が3路線であり、県道のうち2路線が主要地方道で、残り1路線が一般県道である。これらに連絡する市道は218路線となっている。

国道については、九州自動車道・宮崎自動車道・東九州自動車道の開通に伴い、大型車両等の通行量が増加し、車両と歩行者の接触事故も増加している。そのため、歩道設置や、交通安全対策施設等の整備が必要である。

市道については、野尻町区域には国道268号が通っているが、区域内に鉄道及びインターチェンジがなく、市道の改良率82.9%、舗装率97.4%と比較的整備率は高いものの、依然として側溝等の未整備区間も多く、整備が必要である。

今後は、主要道路との連絡道の整備、個別施設計画に基づく社会資本ストックの計画的な補修などが必要である。

(2) 農道・林道

農道及び林道については、野尻町区域は比較的整備されているが、地域間を結ぶ基幹農道の整備が望まれている。

(3) 交通手段の確保

公共交通については、民間が運営するバス路線の運行廃止や路線縮小により、関係自治体と連携して宮崎交通に定期路線バスの運行を依頼している。しかし、運行本数が少ないことから、学生や高齢者等の交通手段確保のため、路線の維持確保が必要である。

第2節 その対策

1. 須木区域

- ① 国・県道の主要地方道等については、綾ユネスコエコパークとの連携による観光周遊ルートを確立するため、国・県に対し、拡幅等の改良の促進を要請していく。
- ② 市道については、国・県道が災害等に見舞われた場合の代替えとなる路線を重点的に、改良を含めた整備を行う。また、維持管理による交通安全の確保を図る。
- ③ 高性能農林業機械の普及に伴い作業車両の搬送に必要な農道及び林道がより一層求められているため、随時整備を進める。さらに、作業車両の機能向上を図るため、舗装率を高める。また、既設農道及び林道については、改修等を含めた維持管理を図る。
- ④ 都市部との地理的遠隔性の印象を払拭するため、路線の改良整備を積極的に推進していくことで、温泉や宿泊施設の有効活用、農家民泊等による都市と農山村との共生・交流を促進する。また、宮崎須木線（県道 26 号線）の改良に伴い、農産品や特産品の販売、地域の紹介など、地域活性化を担う施設等の整備も検討していく。
- ⑤ コミュニティバスの運行のうち、市街地から須木区域の中心部を経て上九瀬までを結ぶ路線の利用者が多い状況である。しかし、今後は、少子高齢化が進むとともに、利用者の減少は続くものと思われるが、学生や高齢者の交通手段確保のため、路線の維持確保を図る。また、地域公共交通計画に基づき、持続可能な地域公共交通の実現を図る。

【目標：須木区域市道改良率改善 75.4%（令和7年度）、市道舗装率改善 94.6%（令和7年度）】

2. 野尻町区域

- ① 高速道路・国道・県道・市道・農道・林道が有機的に連携した、快適で円滑な生活道路の整備等を図る。
- ② 国・県道の幹線道路網の整備、特に未整備区域の歩道設置を含む拡幅改良の促進を国・県に要請する。また、通学路等の交通事故防止の為、交通安全対策施設の設置についても、併せて要請する。
- ③ 市道については、道路交通環境の変化を考慮しながら、二次改良も含め、主要道路との連絡道を重点的に整備する。また、通学路等の交通事故防止のため、交通安全対策施設についても整備する。
- ④ 農道については、生産性の向上や農畜産物の流通の効率化など農業振興を図る基盤としてだけでなく、快適な農村環境の整備を図るため、地域間を結ぶ基幹農道を始め、主要農道の計画的な整備を図る。
- ⑤ 地域住民の健康増進、児童生徒の通学路線確保及び高齢者や障がい者等の日常生活の利便性の向上を図るため、コミュニティバスや路線バスの活用を図るとともに、地域公共交通計画に基づき、持続可能な地域公共交通の実現を図る。
- ⑥ 人とモノとの共生・デジタル化に代表されるようなスマートシティ構想といった新たな取組に流動的に対応できる道路行政を実現していく。

【目標：野尻町区域市道改良率改善 82.9%（令和7年度）、市道舗装率改善 97.4%（令和7年度）】

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市道			
		内山楠谷線	市	須木区域
		麓大王谷線	市	須木区域
		中野上長谷線	市	須木区域
		永田片地線	市	須木区域
		夏木九瀬線	市	須木区域
		永田多古羅線	市	須木区域
		永田奈佐木線（軍谷隧道）	市	須木区域
		鶴園西俣線	市	須木区域
		宮地上ノ原線	市	須木区域
		原町袋線	市	須木区域
		横谷鳥越線	市	須木区域
		猫坂永迫線	市	須木区域
		東麓石瀬戸線	市	野尻町区域
		岩瀬橋線	市	野尻町区域
		新町沖ノ尾線	市	野尻町区域
		新町秋社線	市	野尻町区域
		今別府池ノ尾線	市	野尻町区域
		天ヶ谷寺原線	市	野尻町区域
		内馬場牟田原線	市	野尻町区域
		牟田原川平線	市	野尻町区域
		大塚原角内線	市	野尻町区域
		大脇角内線	市	野尻町区域
		烏帽子丘釘松線	市	野尻町区域
		栗須大沢津線	市	野尻町区域
		大沢津瀬戸ノ口線	市	野尻町区域
		追分西鶴戸原線	市	野尻町区域
		陣原牟田原線	市	野尻町区域
		吉村水流平線	市	野尻町区域

		今別府八久保線	市	野尻町区域
		栗須野森原線	市	野尻町区域
		陣原小坂線	市	野尻町区域
		野々崎三ノ宮線	市	野尻町区域
		野々崎線	市	野尻町区域
		小坂水流平線	市	野尻町区域
		大沢津中通線	市	野尻町区域
		橋りょう改修事業	市	須木区域 野尻町区域
	(2) 農道			
		陣原地区	市	野尻町区域
		田子ノ下地区	市	野尻町区域
		竹之下地区	市	野尻町区域
	(3) 林道			
		宇目須木1号線	市	須木区域
		宇目須木2号線	市	須木区域
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
		道路維持点検事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		コミュニティバス運営事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		市内高等学校通学費助成事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		地方バス維持費補助事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定

※ 持続的発展施策区分及び事業名（施設名）は、総務省自治行政局過疎対策室の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分による。

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

施設管理者による点検・診断を実施するとともに地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指す。長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や方法を計画する。さらに、老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設や類似、重複した機能を有する施設については、施設の統合や複合化を検討し、40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。また、既に策定されている「小林市橋梁長寿命化修繕計画」、「小林市道路トンネル・シェッド個別施設計画」、「小林市道路法面・構造物長寿命化修繕計画」、「小林市舗装長寿命化修繕計画」に基づき、「橋梁」、「トンネル・シェッド」、「舗装」、「道路法面・構造物」「小規模附属物」の管理を進めていく。

第6章 生活環境の整備

第1節 現況と問題点

1. 須木区域

(1) 水道施設

水道施設については、上水道を含め、3か所の水道維持管理事業を実施している。しかし、河川の表流水を取水しているため、雨季や台風等により給水に著しく支障を来している。

また、施設の老朽化が進み、管理に多大な労力と費用を必要としているため、計画的な施設の整備に努め、生活に必要不可欠な水道の安定供給を図る必要がある。

(2) 下水処理施設

下水処理施設については、中央地区の農業集落排水事業や浄化槽設置整備事業により公共用水域の水質保全に努めているが、施設の老朽化が進み、管理に多大な労力と費用を必要としている。

し尿処理については、KNTクリーンセンターで行っている。

(3) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、分別方式を7種25品目に分けており、リサイクルの推進及び家庭ごみの減量化につなげている。可燃物ごみ、生ごみ及び不燃物ごみは各地区のごみ集積所に、資源物は各地区のリサイクル品集積場にそれぞれ集積し、業者委託により収集・運搬している。

可燃物ごみは民間施設に搬入して委託処理し、生ごみは民間施設に搬入後、堆肥化し、再商品化している。また、不燃物ごみは小林市一般廃棄物最終処分場に搬入し、埋立処分している。プラスチック製容器包装、紙類、金属類などの資源物は、小林市中間処理施設及びストックヤードに集積後、品目ごとにそれぞれ再商品化加工業者等に引き渡し、再商品化されている。

(4) 消防施設

消防施設については、常備消防として、西諸広域行政事務組合中央消防署須木分遣所が設置され、非常備消防は令和7年4月1日現在で3分団96人（うち支援団員23人）である。指令車1台、消防ポンプ車2台、積載車4台を配備し、年次計画に沿って車両更新を行っている。

消防団の拠点施設として詰所兼車庫の整備も行ってきた。消防体制等は充実されてきたが、広い森林面積を持つ須木区域では林野火災を含めた防災体制の一層の拡充を図る必要がある。また、機械器具等を年次的に更新しているが、少子高齢化の影響により、年々消防団員の確保が困難となっている。したがって、今後の消防対策は、現況を見極め、引き続き消防施設の充実を図るとともに、必要な団員確保と処遇の改善を図る必要がある。

(5) 住宅

住宅については、人口の減少により、空き家が目立つ状況であり、その対策を図る必要がある。

(6) 公営住宅

公営住宅については、これまで31棟を建設しているが、現在は数棟が空き室となっている。また、施設の老朽化が進み、管理に多大な労力と費用を必要としている。

2. 野尻町区域

(1) 水道施設

水道施設については、施設が広範囲にわたる上、老朽化が進み、管理に多大な労力と費用を必要としている。今後は、計画的な施設の整備を進め、生活に必要な不可欠な水道の安定供給を図る必要がある。

(2) 下水処理施設

下水処理施設については、漆野原地区の農業集落排水事業や野尻町区域中心部での特定環境保全公共下水道事業、浄化槽設置整備事業により公共用水域の水質保全に努めているが、施設の老朽化が進み、管理に多大な労力と費用を必要としている。

し尿処理は、KNTクリーンセンターで行っている。

(3) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、分別方式を7種25品目に分けており、リサイクルの推進及び家庭ごみの減量化につなげている。可燃物ごみ、生ごみ及び不燃物ごみは各地区のごみ集積所に、資源物は各地区のリサイクル品集積場にそれぞれ集積し、業者委託により収集・運搬している。

可燃物ごみは民間施設に搬入して委託処理し、生ごみは民間施設に搬入後、堆肥化し再商品化している。また、不燃物ごみは小林市一般廃棄物最終処分場に搬入し、埋立処分している。プラスチック製容器包装、紙類、金属類などの資源物は、小林市中間処理施設及びストックヤードに集積後、品目ごとにそれぞれ再商品化加工業者等に引き渡し、再商品化されている。

(4) 消防施設

消防施設については、常備消防として、西諸広域行政事務組合中央消防署野尻分遣所が設置され、非常備消防は令和7年4月1日現在で3分団129人（うち支援団員16人）である。指令車1台、消防ポンプ車6台、水槽車1台を配備し、年次計画に沿って車両を更新している。

消防団の拠点施設として詰所兼車庫の整備も行ってきた。しかし、防火水槽の水利については、そのほとんどが耐震構造でなく、水量も20トン以下のものが49%を占めている。

(5) 住宅

住宅については、人口の減少により、空き家が目立つ状況であり、その対策を図る必要がある。

(6) 公営住宅

公営住宅については、これまで69棟を建設しているが、現在は数棟が空き室となっている。

また、平成26年に一部施設を建て替えたが、その他の施設は老朽化が進んでいるため、管理に多大な労力と費用を必要としている。

第2節 その対策

1. 須木区域

- ① 水道施設については、区域内の安定した飲料水等の供給を図るため、計画的に施設の整備を進めていく。
- ② 農業集落排水事業については、地域住民の安全で快適な生活を確保するため、啓発・広報活動を通じた集落排水が担う役割や意義に対する住民の理解の向上及び計画的な整備を図る。
- ③ ごみ処理については、リサイクルを進めることで循環型社会を形成し、環境への負荷を軽減するため、ごみの減量化を啓発し、処分場の長寿命化を図る。
- ④ 消防については、消防施設の年次的更新と団員の確保及び処遇の改善を図る。
- ⑤ 住宅については、定住人口の受皿として利用する等、活用を検討する。
- ⑥ 市営住宅については、公営住宅の役割を踏まえながら、既存住宅の集約・改善を計画的に進める。特に、今後の高齢化社会に対応するため、バリアフリー化等を推進し、安心して暮らせる住宅の整備を図る。また、若年層の地域定着のため、必要な住宅の整備を図る。

2. 野尻町区域

- ① 水道施設については、区域内の安定した飲料水等の供給を図るため、計画的に施設の整備を進めていく。
- ② 農業集落排水施設については、加入世帯の減少による各戸負担の増加や施設の老朽化による大幅な改修と運営の不安定化が懸念されるため、着実かつ安定的なライフラインの確保を図る。
- ③ 生活雑排水等については、浄化槽設置整備事業の普及推進に努め、特定環境保全公共下水道については、引き続き加入促進を図る。
- ④ 河川浄化については、リサイクル運動（ゴミ拾い活動）等を通じ、野尻町区域住民一人一人の意識の向上に努める。
- ⑤ ごみ処理については、リサイクルを進めることで循環型社会を形成し、環境への負荷を軽減するため、ごみの減量化を啓発し、処分場の長寿命化を図る。
- ⑥ 消防については、消防施設の年次的更新と団員の確保及び処遇の改善を図る。
- ⑦ 住宅については、定住人口の受皿として利用する等、活用を検討する。
- ⑧ 市営住宅については、公営住宅の役割を踏まえながら、既存住宅の集約・改善を計画的に進める。特に、今後の高齢化社会に対応するため、バリアフリー化等を推進し、安心して暮らせる住宅の整備を図る。また、若年層の地域定着のため、必要な住宅の整備を図る。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設	上長谷水道維持管理事業	市	須木区域
		鶴園水道維持管理事業	市	須木区域
	(5) 消防施設	消防団詰所移転新築事業	市	須木区域
		消防団指令車整備事業	市	野尻町区域
		消防団車両整備事業	市	須木区域 野尻町区域
	(6) 公営住宅	市営住宅建設事業	市	須木区域 野尻町区域
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	地域住宅支援事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		空き家活用事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		空き家対策事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
	(8) その他	宅地分譲事業	市	須木区域 野尻町区域

※ 持続的発展施策区分及び事業名（施設名）は、総務省自治行政局過疎対策室の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分による。

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

施設管理者による点検・診断を実施するとともに地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指す。長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や方法を計画する。さらに、老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設や類似、重複した機能を有する施設については、施設の統合や複合化を検討し、40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。また、既に策定されている「小林市新水道事業ビジョン（経営戦略）」や「小林市営住宅長寿命化計画」に基づき管理を進めていく。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

第1節 現況と問題点

1. 須木区域

(1) 子育て環境の確保

出生数の減少により、児童数の減少が深刻な状況である。一方で、核家族化や共働き世帯の増加などのため、保育所や放課後児童クラブ等の子育て支援施設のニーズは高く、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の維持が求められている。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

須木区域においては著しく高齢化が進んでおり、心豊かな思いやりのある社会福祉の実現を目指して諸施策を推進している。地域で支えあいながら、高齢者に配慮した社会生活環境の整備や福祉サービスの拡充を図る必要がある。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう高齢者の生活を支えることができる「地域包括ケアシステム」の深化及び推進を図り、地域包括支援センターを核として、関係機関と情報を共有しながら、きめ細かな支援を行う必要がある。

障がい者福祉については、障害者総合支援法の趣旨に添って、地域で自立した生活を支援することを基本に、障がい者一人一人のニーズに対応し、ライフサイクルの全段階を通した総合的かつ適切な支援が必要であり、利用者が自らの選択により、適切なサービスを利用することができる体制づくりを推進することが求められている。

さらに、医療費も年々増加しており、特に高齢者の医療費が大きく伸びている。

2. 野尻町区域

(1) 子育て環境の確保

出生数の減少により、児童数の減少が続いている。安心して子どもを産み育てることができるよう、より一層の子育て支援の充実を図ることが求められている。核家族化や共働き世帯の増加など多様化する子育て環境の中、ニーズが高い教育・保育施設、放課後児童クラブ、子育て支援センター等の地域の子育て支援施設の老朽化が課題となっている。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

野尻町区域内の高齢化は進んでおり、高齢者の増加とともに核家族化の進行などにより、介護を要する高齢者、高齢者世帯は更に増加するものと思われる。高齢者が長く住み慣れた家や地域社会で安心して生活できる在宅福祉や施設福祉、健康づくり、社会参加活動の活性化等、各分野にわたるきめ細かな施策が必要となってきた。

また、近年の高齢化、社会環境の変化に伴ってその疾病構造にも変化が生じ、肥満やがん、高血圧、心臓病などの生活習慣病の増加が目立ってきている。

障がい者福祉については、障害者総合支援法の趣旨に沿って、地域で自立した生活を支援することを基本に、障がい者一人一人のニーズに対応し、ライフサイクルの全段階を通した総合的かつ適切な支援が必要であり、利用者が自らの選択により、適切なサービスを利用することができる体制づくりを推進することが求められている。

さらに、医療費も年々増加しており、特に高齢者の医療費が大きく伸びている。

第2節 その対策

1. 須木区域

- ① 子育て支援を行う保育所、放課後児童クラブ等の施設や機能を維持する。
- ② 家族や地域と連携しながら、健康でいきいきとした生活を送るため、高齢者の健康と生きがいの増進を図る。
- ③ 援護を要する高齢者は、きめ細かい在宅福祉事業、訪問給食サービス事業、外出支援サービス事業等を活用し、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるように、当人だけでなくその家族を含めたサポート体制を整えていく。
- ④ 障がいのある人の特性等に適切に対応し、生活支援等の障がい福祉サービスの充実を図る。
- ⑤ 在宅での生活支援事業の充実を図るとともに、須木総合ふるさとセンターや内山地域福祉センター等を地域福祉サービスの拠点施設として有効活用し、施設・設備の老朽化に対応して、計画的に改修等を行い、安全で快適な環境を確保していく。
- ⑥ 住民の国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度に対する理解を深めるとともに、医療費の適正化、更には疾病予防、健（検）診の受診率向上等の健康増進対策を図る。

2. 野尻町区域

- ① 子育て支援を行う教育・保育施設、子育て支援センター、放課後児童クラブ等の施設や機能を維持する。
- ② 地域住民が子どもや高齢者の見守り事業を展開し、行政と連携してその推進に努め、仕事と子育てが両立しやすい環境を整備し、定住促進につなげていく。
- ③ 住民が主体となり、ヨガや体操運動、手話講座等の各種団体活動を推進する。また、日頃の生活習慣を見直し、健康寿命を意識した各種健康相談・健（検）診等を定期的に行う。
- ④ 支援や介護を要する高齢者を地域社会で支えることが重要になっていることから、地域と連携しながら住民参加型のサービス体制づくりを図る。
- ⑤ 重度心身障がい者に対する医療費の助成など、障害者総合支援法による障がい福祉サービスの充実を図る。
- ⑥ 住民の国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度に対する理解を深めるとともに、医療費の適正化、更には疾病予防、健（検）診の受診率向上等の健康増進対策を図る。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
		保育所管理運営事業	市	須木区域
		放課後児童健全育成事業	市	野尻町区域
		児童福祉施設管理運営事業	市	須木区域 野尻町区域
		重層の支援体制整備事業 （子育て支援拠点事業）	市	野尻町区域
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター			
		保健福祉センター維持管理事業	市	野尻町区域
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
		放課後児童健全育成事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		訪問給食サービス事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		外出支援サービス事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
		保育所管理運営事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
		重層の支援体制整備事業 （子育て支援拠点事業）	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		内山地域福祉センター管理運営事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
		児童福祉施設管理運営事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定

※ 持続的発展施策区分及び事業名（施設名）は、総務省自治行政局過疎対策室の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分による。

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

施設管理者による点検・診断を実施するとともに地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指す。長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や方法を計画する。さらに、老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設や類似、重複した機能を有する施設については、施設の統合や複合化を検討し、40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。

第8章 医療の確保

第1節 現況と問題点

1. 須木区域

平成18年度に建設された須木診療所は、翌年に通所リハビリテーションを開始し、平成27年度には高齢者の健康増進や介護予防充実を図るためにリハビリ室の拡張工事を行うなど、高齢化や住民ニーズの多様化に対応してきた。しかし、医療機器の経年劣化及び施設の老朽化により、今後も計画的な医療機器の更新や施設整備が必要である。

須木歯科診療所は、平成16年度に須木総合ふるさとセンター内に設置され、歯科医療サービスの提供を行っている。高齢者比率が高く公共交通機関も少ない須木区域においては、重要な歯科医療機関であり、今後も医療機器の老朽化に伴う備品の更新を計画的に行う必要がある。

無医地区である内山地区は、地域住民の医療確保を目的として、へき地診療所を開設している。

また、西諸広域行政事務組合中央消防署須木分遣所には救急車が配置されており、初期救急医療に効果をあげているが、救急車の更新を検討する時期となっている。

さらに、疾病の予防・早期発見・早期治療の観点から健康教育・健康相談・予防接種や各種健（検）診を実施しているが、健（検）診の受診率が伸び悩んでいる状況である。

2. 野尻町区域

野尻町区域の医療施設は、令和7年4月1日現在、2病院（病床数120床）、2歯科医院がある。

救急医療体制としての初期救急医療は、西諸医師会の協力による時間外急病診療当番体制が整ったこと及び西諸医療圏の二次救急医療として小林市立病院が設置されていることにより、一定の体制は整っている。

また、西諸広域行政事務組合中央消防署野尻分遣所には救急車が配置されており、初期救急医療に効果をあげている。

さらに、疾病の予防・早期発見・早期治療の観点から健康教育・健康相談・予防接種や各種健（検）診を実施しているが、健（検）診の受診率が伸び悩んでいる状況である。

第2節 その対策

1. 須木区域

- ① 須木区域全域の多様な医療ニーズに対応するため、須木診療所及び須木歯科診療所を適切に管理し、医療・保健・福祉の各種機関と連携を図り、地域住民の心と体の健康づくり活動を推進する。
- ② 生活習慣病対策等、各種健（検）診、人間ドック、がん予防対策については、関係医療機関や関係団体等と連携を図り地域医療体制の整備・充実を図る。
- ③ 初期救急医療体制維持のため、救急車の更新を図る。

【目標：「あんしんして医療が受けられる」に対する評価の平均値「ややそう思う3点」以上 2.04（令和6年度）】※小林市まちづくり市民アンケート調査による。

2. 野尻町区域

- ① 高度医療施設については西諸地域を基本に広域的に対応する。
- ② 関係機関や団体等と連携して各種健（検）診の啓発活動を実施し、更なる受診率向上を図る。
- ③ 初期救急医療体制維持のため、救急車の更新を図る。

【目標：「あんしんして医療が受けられる」に対する評価の平均値「ややそう思う3点」以上 2.04（令和6年度）】※小林市まちづくり市民アンケート調査による。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
		医療設備整備事業	市	須木区域
		救急自動車整備事業	西諸広域 行政事務組合	須木区域 野尻町区域
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
		診療所指定管理事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
		へき地診療所事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定

※ 持続的発展施策区分及び事業名（施設名）は、総務省自治行政局過疎対策室の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分による。

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

施設管理者による点検・診断を実施するとともに地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指す。長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や方法を計画する。さらに、老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設や類似、重複した機能を有する施設については、施設の統合や複合化を検討し、40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。

第9章 教育の振興

第1節 現況と問題点

1. 須木区域

少子化により、児童生徒数の減少が加速している。平成25年に鳥田町小学校及び内山小・中学校は廃校となり、現在では須木小学校と須木中学校の2校のみである。

児童生徒数の減少は、児童生徒の友人間で切磋琢磨する機会の減少や人間関係の固定化を引き起こすばかりでなく、教職員の減少につながり、児童生徒に多様な教育活動や望ましい教育環境を提供できない状況を生み出すことが懸念されるため、その対応が大きな課題となっている。

また、学校は、「地域における文化の中心」としての役割を担っているため、廃校となった鳥田町小学校及び内山小・中学校の地域での利活用が地域文化の継承とともに重要な課題となっている。

須木小学校及び須木中学校の施設・設備は老朽化しており、望ましい教育環境を児童生徒に提供するため、施設の充実及び計画的な整備が必要である。

生涯学習に関する推進体制では、健全な家庭づくりと、豊かな人間関係、住みやすく活気あふれる地域づくりを目指すとともに、地域住民自らの自己実現のため、あらゆる学習の場を提供する必要がある。

また、地域の住民が主役となり「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツを気軽に楽しみ、豊かなスポーツライフやコミュニティづくりを実現するため、須木区域住民のスポーツ環境の充実を図る必要がある。

2. 野尻町区域

少子化により将来、学校の小規模化は免れない状況にあり、学校行事を始めとする教育課程上の問題が生じることが予想される。

子どもの健やかな成長を願い推進することは野尻町区域づくりの基盤である。現代社会に生きる心豊かでたくましい子どもを学校・家庭・地域が一体となって育成していくことが今日の重要な課題となっている。

野尻町区域に設置されている小学校3校及び中学校2校では、施設の老朽化が進行し、改修を必要とする施設もあることから、計画的な施設整備が必要である。

また、平成14年度から野尻町区域内の各小・中学校に給食を提供している野尻学校給食センターについては、建物建設は昭和63年となっており、施設及び設備の老朽化が進んでいることから、計画的な施設整備や設備更新が必要である。

野尻町区域住民の生涯学習への関心の高まりに伴い、それらに対応した推進体制の確立や学習環境の整備、指導者の確保を図る必要がある。

また、地域の住民が主役となり「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツを気軽に楽しみ、豊かなスポーツライフやコミュニティづくりを実現するため、野尻町区域住民のスポーツ環境の充実を図る必要がある。

第2節 その対策

1. 須木区域

- ① 児童生徒数の減少に伴う教育環境の問題を解決することを目的に、平成21年度から導入した小中一貫教育を更に充実する取組を進めていくとともに、教育環境の整備を図る。
- ② 須木小・中学校のみでの交流だけでなく、市内他校との合同授業の機会等を充実する。
- ③ 鳥田町小学校及び内山小・中学校の廃校に伴う、遠距離通学の支援を行うとともに、地域住民との協議により、施設のより有効な利活用手段を検討していく。
- ④ スクールバス運行事業により遠距離通学の支援を行っているが、バスが老朽化しているため、安全な運行を確保していく必要がある。
- ⑤ 須木小学校及び須木中学校の施設・設備の改善及び充実を図るとともに、児童生徒や高齢者、住民のニーズに対応する。
- ⑥ 心身の健康な発達を促すとともに、生涯にわたってスポーツを楽しく実践するための中心的な役割を果たす社会体育施設等の充実を図るため、老朽化に対応した計画的な改修等、安全で快適な教育環境の確保を図る。

【目標：地域と連携して教育活動を行っている学校数 2校中2校（令和12年度）】

2. 野尻町区域

- ① 「知」「徳」「体」「食」のバランスのとれた教育を推進するため、小・中学校の円滑な連携を図りながら、一貫性のある教育内容の設定と指導方法の確立を図るとともに、地域や児童生徒の実態、特性を踏まえた教育活動が展開できるよう、各小・中学校で創意工夫を生かした教育活動及び教育環境の充実を図る。
- ② 学校施設・設備等の拡充については、老朽化した施設や設備の改善、教材や教具の補充、整備に努め、児童生徒の一層の安全性・快適性の確保を図る。
- ③ 学校給食センターについては、適切な整備に努め、児童生徒への安心・安全な給食の提供、食育の充実を図る。
- ④ 社会教育については、社会教育団体や各種協議会等と連携を図る。また、生涯学習のまちづくりを具体的に進めるに当たり、生涯学習推進体制の充実を図るとともに、図書館を中心として、幼児から高齢者まで生涯を通して読書活動に親しむ環境を整備する。
- ⑤ 心身の健康な発達を促すとともに、生涯にわたってスポーツを楽しく実践するための中心的な役割を果たす社会体育施設等の充実を図るため、老朽化に対応した計画的な改修等、安全で快適な教育環境の確保を図る。

【目標：地域と連携して教育活動を行っている学校数 5校中5校（令和12年度）】

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
		給食センター整備事業	市	野尻町区域
		学校施設維持補修事業	市	須木区域、野尻町区域
		スクールバス運行事業	市	須木区域、野尻町区域
	(3) 集会施設、体育施設等			
		社会体育施設整備事業	市	須木区域、野尻町区域
		野尻庁舎等整備事業（図書館機能）	市	野尻町区域
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		社会体育施設管理事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		社会体育施設整備事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		スクールバス運行事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		スクールバス整備事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定

※ 持続的発展施策区分及び事業名（施設名）は、総務省自治行政局過疎対策室の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分による。

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

施設管理者による点検・診断を実施するとともに地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、令和3年に策定された「小林市学校施設長寿命化計画」に基づき「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指す。長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や方法を計画する。さらに、老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設や類似、重複した機能を有する施設については、施設の統合や複合化を検討し、40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。既に策定されている「小林市学校施設長寿命化計画」に基づき管理を進めていく。

第10章 集落の整備

第1節 現況と問題点

1. 須木区域

須木区域は、10地区の基礎集落で形成されているが、広範囲に散在しており、須木区域内の行政はこれらを中心にそれぞれの地域の特性を生かした様々な活動を展開し、地域のコミュニティを形成してきた。農家を中心となった集落がほとんどであり、農林業を主体としたコミュニティが形成され、住民相互扶助が築かれてきた。しかし、人口減少と高齢化が進み、兼業農家や離農者の増加、後継者不足などにより、集落単位の共同活動等にも支障を来すなど、農山村特有のコミュニティが薄れ、集落の活力が低下してきている。

中山間部の集落においては、若年層を中心に市内市街地や都市部への転出も多い。人口の減少とともに高齢者のみの世帯や空き家が増加し、それに伴い集落の住民相互扶助の維持が困難となっている。日々の生活にも支障を来すなど、集落としての機能崩壊が危惧されている。

高齢化がますます進行する須木区域においては、インフラ整備等で安心して生活できる条件整備は今後とも必要であり、恵まれた資源を生かした新たな視点による小さな経済（産業・雇用の場）の創設が望まれる。

今後は、集落の区域を越えた連携と集落での多様な担い手を受け入れる体制の整備も課題である。

2. 野尻町区域

住民生活の場である集落は、地域環境の保全、高齢者介護等地域における共同作業や相互扶助の基礎的単位であることから、集落人口の減少はその地域の集落の機能維持に大きな影響を及ぼすこととなる。

野尻町区域における周辺集落の人口の減少は、同じく集落の機能維持に大きな影響を及ぼす状態にあり、今後地域の高齢化が更に進行するなどの理由で集落機能の低下が懸念される。

インフラ整備等で安心して生活できる条件整備は今後とも必要であり、恵まれた資源を生かした新たな視点による小さな経済（産業・雇用の場）の創設が望まれ、集落の区域を越えた連携と集落での多様な担い手を受け入れる体制の整備も課題となってくる。

また、地域活動の拠点の役割を果たす多目的集会所等が老朽化していることが課題である。

第2節 その対策

1. 須木区域

- ① 地域住民が運営する、すきむらづくり協議会を中心に、集落の維持・活性化に向けた計画づくりや、空き家対策、有害鳥獣対策といった個別の課題も含め、様々な課題に対する協働の取組を推進する。
- ② 人口の流出を防止し、U・I・J ターン者・二地域居住者などの多様な担い手の受入体制整備を推進するとともに、国・県等の各種制度を活用しながら、集落の取組段階に応じた支援を行う。
- ③ 地域づくりに関心のある組織やNPO等と連携を図るとともに、地元出身者や他の協力者も加わった組織・団体等の育成を行い、地域資源や空き家等の遊休施設の活用等により集落機能の維持・活性化を図る。
- ④ 人口の減少とともに、高齢者のみの世帯や空き家が増加し、集落の住民相互扶助の維持が困難であるため、基礎的な公的サービスの確保が困難な集落については、集落の要望や意見を尊重しながら集落の統合など、集落機能の再編について対応する。

【目標：きずな協働体数の維持 1組織（令和12年度）】

2. 野尻町区域

- ① 基本的単位である集落の活性化や地域リーダーの育成のため、住民の自主的・主体的な活動を促進する。
- ② 輝けフロンティアのじりと協働しながら、小さな拠点づくりや集落支援員制度等を活用し、地域の困りごとの相談を共に考え解決していくことで、子どもから高齢者まで安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指す。
- ③ 集落活性化を図るため、点在する空き家状況を把握し、利活用を図る。
- ④ 多目的集会所等公共施設の適正配置による集落環境の整備を図るとともに、過疎化や高齢化の傾向が著しい周辺集落においては、住民と協議を重ねながら、今後の集落の在り方について検討を行う。

【目標：きずな協働体数の維持 1組織（令和12年度）】

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
		集落機能再編事業	市	須木区域 野尻町区域
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		集落支援対策事業	団体・市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定

※ 持続的発展施策区分及び事業名（施設名）は、総務省自治行政局過疎対策室の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分による。

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

施設管理者による点検・診断を実施するとともに地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指す。長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や方法を計画する。さらに、老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設や類似、重複した機能を有する施設については、施設の統合や複合化を検討し、40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。

第11章 地域文化の振興等

第1節 現況と問題点

1. 須木区域

近年、地域住民が多種多様な芸術や伝統文化に触れる機会が減少している。

身近に文化を感じることができる環境づくりや地域文化を大切にする気持ちを育てていく上で、高齢者やこれから地域の担い手となる子どもたち、そして、学校、家庭、地域社会が相互に連携して取り組める環境づくりを積極的に進めていく必要がある。

2. 野尻町区域

野尻町区域には3つの市指定無形民俗文化財や各地区の民俗芸能、年中行事が多数残っているが、近年の社会情勢の変化や後継者不足から、これら古くからの民俗芸能や年中行事等が急速に失われつつある。

埋蔵文化財については、先人達の業績や文化の由来を明らかにし、地域住民の郷土愛を培うための貴重な資源であることから、開発等によって埋蔵文化財が崩壊し、消失することを防ぐ必要がある。

第2節 その対策

1. 須木区域

- ① 芸術文化活動の推進に努め、心豊かな人づくりを推進する。
- ② 郷土の文化財の保存を図るとともに、市民が文化財を知る機会を提供し、郷土を愛し、誇りに思う心の醸成を図る。

2. 野尻町区域

- ① 民俗芸能保存会等が各地域で組織され、各小学校を中心に継承や後継者の育成に取り組んでいるが、輝けフロンティアのじりでも継承事業に取り組んでいることから、同保存会と連携して保存活動等を行うことで、野尻町区域住民が誇りを持てる地域の伝統文化の保存・継承を図る。
- ② 文化活動の担い手の育成を図るとともに、文化活動・生涯学習の場として、文化施設の整備を図り、日常的な文化活動を支援する。
- ③ 埋蔵文化財の調査体制の確保と調査・研究の充実を図りながら、野尻町区域の歴史・文化に対する学習活動の推進を図る。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等				

※ 持続的発展施策区分及び事業名（施設名）は、総務省自治行政局過疎対策室の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分による。

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

施設管理者による点検・診断を実施するとともに地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指す。長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や方法を計画する。さらに、老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設や類似、重複した機能を有する施設については、施設の統合や複合化を検討し、40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

第1節 現況と問題点

1. 須木区域及び野尻町区域

持続可能な循環型社会や環境に負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を推進するため、普及啓発を図る必要がある。

また、豊かな自然環境の保全と地域資源の有効活用について、検討する必要がある。

第2節 その対策

1. 須木区域及び野尻町区域

- ① 住宅用の再生可能エネルギー設備の普及については、太陽光発電設備を中心に導入経費に対して支援する必要がある。
- ② 公共施設等については、再生可能エネルギー設備の導入事例を増やすとともに、エネルギー問題や地球温暖化問題への対策としての有効性の観点からも普及・啓発を進め、市民の意識の高揚を図る。
- ③ 再生可能エネルギー導入を積極的に推進するためのビジョンを策定し、自然環境の保全と地域資源の活用を図る。

【目標：再生可能エネルギー利用施設数 3施設】

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
		小水力発電施設整備事業	市	須木区域 野尻町区域
		太陽光発電改修事業	市	須木区域 野尻町区域
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		再生可能エネルギービジョン策定事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定

※ 持続的発展施策区分及び事業名（施設名）は、総務省自治行政局過疎対策室の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分による。

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

施設管理者による点検・診断を実施するとともに地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指す。長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や方法を計画する。さらに、老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設や類似、重複した機能を有する施設については、施設の統合や複合化を検討し、40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

第1節 現況と問題点

1. 須木区域及び野尻町区域

平成25年4月1日に施行された小林市まちづくり基本条例や同条例に基づく総合計画など、本計画と併せて過疎地域の活性化策を更に強化していく必要がある。また、西諸3市町で互いに連携・協力することで、共存共栄しながら、将来にわたって安心して暮らし続けられる「魅力ある住みよいまちにしまろ」を目指し、にしまろ定住自立圏共生ビジョンを策定し、定住自立圏構想に取り組んでいる。

須木庁舎及び野尻庁舎は、これまで身近な行政サービス及び災害時の拠点施設としての役割を担ってきた。須木庁舎は昭和56年に建築され、野尻庁舎は昭和47年に建築されたが、現行の耐震基準を満たしていないため、南海トラフ地震や新燃岳の火山活動の活発化などの自然災害のリスクが高まる中、防災拠点として、庁舎周辺の防災機能の強化が必要である。

また、多くの行政手続は紙ベース又はアナログ方式で行われており、効率的な行政運営や住民の利便性向上を図るためにも、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が必要である。

第2節 その対策

1. 須木区域及び野尻町区域

小林市まちづくり基本条例に基づいた総合計画を市の最上位計画として位置付け、本計画や公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、各施策を着実に実施する。また、にしまろ定住自立圏共生ビジョンの取組を推進し、広域的連携による過疎地域の振興を図っていく。

耐震基準を満たしていない須木庁舎及び野尻庁舎については、防災拠点と利便性を考慮した施設整備を図っていく。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進については、市民向けオンライン行政サービスの拡充など、AIやビッグデータを活用した住民の利便性向上を図る。

これまでに造成した過疎地域振興基金については、過疎地域の持続的発展を図るため、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等の施策に要する経費の財源に充てる。基金の活用については、計画期間での有効な活用を図るものとするが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の失効後に基金残がある場合は、当該基金の趣旨に添った施策に活用することができるものとする。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	庁舎整備事業	須木庁舎整備事業	市	須木区域
	庁舎建築事業	野尻庁舎等整備事業	市	野尻町区域
	過疎地域持続的発展特別事業	小林市過疎地域振興基金の設置	市	須木区域 野尻町区域
		デジタル技術を活用した地域課題解決事業	市	須木区域 野尻町区域

※ 持続的発展施策区分は、総務省自治行政局過疎対策室の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分による。

持続的発展特別事業事業計画（令和8年度～12年度）（再掲）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
		商工業経営改善普及事業費補助	商工会	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		商工業振興対策事業	市・団体	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		商工業後継者育成資金利子補給	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		宅配サービス事業	商工会	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		燃料供給対策事業費補助	団体	須木区域 法失効後も基金利用予定
		特産品振興事業費補助	団体	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		商工会事務局体制強化補助	商工会	須木区域 法失効後も基金利用予定
		観光協会運営事業	市・団体	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		観光振興対策事業	市・団体	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		観光施設維持管理事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		薬草・ハーブ活用推進会議運営事業	団体	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		特産品販売促進事業	団体	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		須木果樹振興協議会活動事業費補助	団体	須木区域 法失効後も基金利用予定
		栗管理作業班活動補助	団体	須木区域 法失効後も基金利用予定
		省力技術対策事業費補助	団体	須木区域 法失効後も基金利用予定
		林業管理事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		松くい虫防除事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
		環境緑化事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
		河川プール管理事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
		河川等管理事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		道路橋梁管理事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		土木管理事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		農村整備総務事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		有害鳥獣対策	市・団体	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		家畜振興対策事業（購入資金無利子貸付）	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		家畜環境保全事業（のじりアグリサービス支援対策）	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		家畜防疫対策事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		認定農業者制度促進事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		農業資金利子補給	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定

		環境保全型農業推進事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		婦人の家運営事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		集落営農受委託組織育成事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		農林水産業資金貸付金（2 倍協 調融資）	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		担い手農地利用集積促進事業 （認定農業者等農地流動化支 援事業）	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		農業用水路維持管理補修事業	団体	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		農業用施設整備事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		デジタル技術を活用したスマ ート農業・林業の導入促進事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		地域資源を活かしたブランデ ィングと販路拡大事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		国民スポーツ大会・全国障害者 スポーツ大会準備事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
3 地域における情報 化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		難視聴地域テレビ共同受信施 設改修事業補助	団体	須木区域 法失効後も基金利用予定
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
		道路維持点検事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		コミュニティバス運営事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		市内高等学校通学費助成事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		地方バス維持費補助事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
		地域住宅支援事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		空き家活用事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		空き家対策事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
6 子育て環境の確 保、高齢者等の保健 及び福祉の向上及び 増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
		放課後児童健全育成事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		訪問給食サービス事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		外出支援サービス事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
		保育所管理運営事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
		重層的支援体制整備事業 （子育て支援拠点事業）	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		内山地域福祉センター管理運 営事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
		児童福祉施設管理運営事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
		診療所指定管理事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定

		へき地診療所事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		社会体育施設管理事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		社会体育施設整備事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		スクールバス運行事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		スクールバス整備事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		集落支援対策事業	団体・市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		再生可能エネルギービジョン策定事業	市	須木区域、野尻町区域 法失効後も基金利用予定

※ 持続的発展施策区分及び事業名（施設名）は、総務省自治行政局過疎対策室の過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分による。

※ 小林市過疎地域振興基金を活用する予定の事業を再掲

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

施設管理者による点検・診断を実施するとともに地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指す。長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や方法を計画する。さらに、老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設や類似、重複した機能を有する施設については、施設の統合や複合化を検討し、40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。

小林市過疎地域持続的発展計画



■発 刊 令和8年6月 第2版発行

■編集・発行 小林市総合政策部企画政策課・須木庁舎地域振興課・野尻庁舎地域振興課

宮崎県小林市細野300番地

TEL (0984) 23-0456

FAX (0984) 25-1037